○無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)無線設備規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

無線標定業務の無線局の無線設備(第 第四節 第四十六条—第四十九条の四)		―第四十九条の六) ――無線設備(第四十九条	(略) 第四節の三―第四十九条の六) の無線設備(第四十九条 設するものに限る。)の無線設備(第四十九条	(略) ―第四十九条の六) ―第四十九条の六) 設するものに限る。)の無線設備(第四十九条	(略) 第四十九条 第四節の三一第四十九条の六) の無線設備(第四十九条の六) 第五章 (略 第四節の三	位測定機等 第四節 第四節 (略) 第四節の三 (略) 第四節の三 (略) 第五章 (略) 第四節の三 第四節の 第四節の三 第四節の 第四節の 第四節の 第四節の 第四節の 第四節の 第四節の 第四節の
無線方位測定機等(第四十六条―第四十九条の四)(第三節の二)(略)(第三節の二)(略)	呼出局 (電気通信業務を行うことを目的と	条の六) ものに限る。)の無線設備(第四十九条の呼出局 (電気通信業務を行うことを目的と	節 (略) 条の六) ものに限る。)の無線設備(第四十九条の時出局(電気通信業務を行うことを目的と	第九節 (略)十九条の六)十九条の六)の無線設備(第四十九条の五―第するものに限る。)の無線設備(第四十九条の五―第無線呼出局(電気通信業務を行うことを目的として開	節 (略) 条の六) ものに限る。)の無線設備(第四十九条の呼出局(電気通信業務を行うことを目的と	万位測定機等 (第四十九条の呼出局(電気通信業務を行うことを目的と
		―第四十九条の六) ――第四十九条 設するものに限る。)の無線設備(第四十九条	(略) 第四節の三―第四十九条の六) の無線設備(第四十九条	(略) 第五章 (略) 第四十九条の六) 第四十九条の六) 第四節の三設するものに限る。)の無線設備(第四十九条	(略) (略) (略) (略) 第五章 (略 第四十九条の六) 第四節の三	位測定機等 第四節の三 一第四十九条の六) 第五章 (略) 以間 第四節の三 設するものに限る。)の無線設備(第四十九条 第四節の三

(海洋レーダー)

- 第四十九条の四の二 げる条件に適合するものでなければならない。 るもの まで、二六・二 L版から二六・三五 L版まで、三九・五 L版から四○L版ま ら四・四八八朏まで、五・二五朏から五・二七五朏まで、 で又は四一・七五 凪 から四二・七五 凪 までの周波数の電波を使用す ○五曜から九・三五五曜まで、 一六・一型から一六・二型まで、 (以下この条において「海洋レーダー」という。) 海洋観測を行う無線局であつて、 三・四五畑から一三・五五 二四・四五mから二四・六m ·四·四三八 は、 次に掲 MHz MHz カン
- 法による場合を含む。)。 確認する機能を有するものであること(附属装置の設置その他の方面) 同一周波数帯を使用する他の無線局からの電波の発射の有無を
- 合を含む。)。 能を有するものであること(附属装置の設置その他の方法による場能を有するものであること(附属装置の設置その他の方法による機工 国際モールス符号により海洋レーダーの識別信号を送信する機工
- 合を含む。)。 能を有するものであること(附属装置の設置その他の方法による場能を有するものであること(附属装置の設置その他の方法による場三 同一周波数帯を使用する海洋レーダーの識別信号を受信する機
- 送信を行う場合に限る。)であること。を含む。)により送信するもの及び振幅変調(国際モールス符号の四、変調方式は、周波数変調であり、連続波方式(間欠的連続波方式
- る。) を超えないものであること。 五 等価等方輻射電力は、二五デシベル(一ワットを〇デシベルとす
- への電波の発射を抑制する措置が講じられたものについては、この、空中線は、指向性を有するものであること。ただし、不要な方向

限りでない。

七 あること。この場合において、等価等方輻射電力は、第五号の規定 を準用する。 国際モールス符号の送信は、割当周波数により送信を行うもので

の規定を準用する。 空中線を共用するものであること。ただし、これにより難い場合は、 この限りでない。この場合において、等価等方輻射電力は、 国際モールス符号の送信にあつては、 空中線は、 海洋レーダー 第五号

第四節の二の二 として開設するものに限る。)の無線設備 無線呼出局(電気通信業務を行うことを目的

第四十九条の五 (略)

(第5条関係)

別表第一号

周波数帯 無線局	周波数の許容偏差の表
周:	
副波数の許容偏差 (Hz	
	1
三	

第四節の二 て開設するものに限る。)の無線設備 無線呼出局(電気通信業務を行うことを目的とし

第四十九条の五 (略)

別表第一号 (第5条関係)

周波数の許容偏差の表

	10	20			※)	Gr.	(Hz
		29.7MHz 以下	4 4MHz を超え	(略)			周波数帯
の 2 歴上局	(2) 500W を超えるも	(1) 500W 以下のもの	1 固定局 (注11、16)	(略)			無線局
	10	20		(略)	を除き、百万分率)	又はkHzを付したもの	周波数の許容偏差 (Hz

29.7MHz 以下

2

2

陸上局

4MHz を超え

固定局

(注11、16)

500W 以下のもの 500W を超えるも

(翠

(器

のを除き、

百万分率)

(器)

又は kHz を付したも

				周波数帯幅の許容値は、	海洋レーダーの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、	事洋レーダーの <u>無</u>	第65 沿
		等 64 (略)	第2~第64			64 (略)	第2~第64
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
		値				値	
		帯幅の許容	型式			帯幅の許容	型式
拠	備	占有周波数	電波の	光	備	占有周波数	電波の
	の許容値	占有周波数帯幅の許容値	第1 [)許容値	占有周波数帯幅の許容値	第1 [
		号(第6条関係)	別表第二号			号(第6条関係)	別表第二号
		(略)	注1~54			(器)	注1~54
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)
	5~9 (略)	5,			~9 (器)	57	
50	ラジオ・ブイの無線局	4		50	無線測位局	4	
40	(3) その他の移動局			40	(3) その他の移動局		
20Hz	(2) 航空機局 (注12)			20Hz	(2) 航空機局 (注 12)		
	備 (注13、17)				備(注13、17)		
50Hz	イ その他の送信設			50Hz	イ その他の送信設		
	浮機の送信設備				浮機の送信設備		
50	ア 生存艇及び救命			50	ア 生存艇及び救命		
	(1) 船舶局				(1) 船舶局		
	移動局	3			移動局	ω	
20	(3) その他の陸上局			20	(3) その他の陸上局		
10Hz	(2) 航空局 (注12)			$10 \mathrm{Hz}$	(2) 航空局 (注12)		
	17)				17)		
20Hz	(1) 海岸局 (注13、			20Hz	(1) 海岸局 (注13、		

第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 4.438MHzから4.488MHzまで又は9.305MHzから9.355MHzまでの周波数の電波を使用するもの 50kHz
- 2 5.25MHz から5.275MHz までの周波数の電波を使用するもの25kHz
- 3 13.45MHzから13.55MHzまで又は16.1MHzから16.2MHzまでの周波数の電波を使用するもの 100kHz
- 4 24.45MHzから24.6MHzまで又は26.2MHzから26.35MHzまでの周波 数の電波を使用するもの 150kHz
- <u>数の電波を使用するもの 150kHz</u> 5 39.5MHzから40MHzまでの周波数の電波を使用するもの 500kHz

41.75MHzから42.75MHzまでの周波数の電波を使用するもの

350 kHz

○無線局運用規則の規定により、 等の件 (昭和三十七年郵政省告示第三百六十一号) 無線局が同規則の規定によることが困難であるか不合理である場合の当該無線局の通信方法の特例を定める の 一 部を改正する件新旧対照表案 (傍線部分は改正部分)

五~七 める。 るか不合理である場合の当該無線局の通信方法の特例を次のように定 八 携帯移動業務の無線局の通信方法の特例) 十八条及び第三十九条の二の規定による固定業務、 八条の二の規定により、 〈 匹 定にかかわらず、 則第二十三条、 無線設備であ 昭和三十四年十一月郵政省告示第八百五十九号 無線局運用規則 設備規則第四十九条の (略) (略) 第 (昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号) 二十分を超えない間隔で自局の識別信号を送信す 一十六条第二 無線局が同規則の規定によることが困難であ 四の二に規定する海洋レーダ A電波を発射するものにあ 改 項、 正 案 第三十六条及び第三十七条の規 は、 廃止する。 (無線局 陸上移動業務又は つて は 0 運 無線局 用 規則 運用規 第十 0 Ŧi. 〈 匹 (同上) 項 災無線通信を行う無線局にあつては、 とができる。 法により呼出し若しくは応答又は通報その他の事項の送信を行うこ 第三十六条、 十七条、 十八条第一 一四六 第 (略 十二 (略) 第百二十七条の三第一項、 MHz 項の規定にかかわらず を超え九〇三 一条第一 第三十七条第一 一項及び第三項 MH 現 項 以下の 第三十八条、 第一 周波数の それぞれ当該設備に適合した方 第百二十七条の四並びに第百二 行 無線局運用規則第二 一十九条第一 電波を使用する地域防 第三十九条、 項、 第 一十条第 一十条、 第百一

るも
0
لح
す
る

る。
ては、総務大臣が別に承認した方法により、通信を行うことができた。前各項に定めるほか、特殊な通信方法を必要とする無線局にあつ

ては、総務大臣が別に承認した方法により、通信を行なうことがで九 前各項に定めるほか、特殊な通信方法を必要とする無線局にあつ

きる。

改正案

別紙2 (第5条関係)無線局の目的別審査基準

第1 航空海上関係

 $1 \sim 20$ (略)

21 海洋レーダーの無線局

海洋レーダーの無線局の審査は、別紙1の第11によるほか、次の基準により審査を行う。

- (1) 無線局の種別は、無線標定陸上局又は無線標定移動局であること。
- (2) 設備規則第49条の4の2に定める条件に適合するものであること。
- (3) 海洋レーダーの無線局の設置場所 (無線標定移動局にあっては、その運用を行う地点)を中心として下表に示す距離の範囲内に他国の領土が存在する場合は、当該他国との調整が完了しているものであること。

周波数帯	<u>距離(km)</u>
4.438MHz から 4.488 MHz まで及び	<u>790</u>
<u>5.25 MHz から 5.275 MHz まで</u>	
9.305 MHz から 9.355 MHz まで	<u>590</u>
13.45 MHz から 13.55 MHz まで	480
16.1 MHz から 16.2 MHz まで	<u>390</u>
24.45 MHz から24.6 MHz まで	<u>280</u>
39.5 MHz から 40 MHz まで及び	<u>200</u>
41.75 MHz から 42.75 MHz まで	

(4) 海洋レーダーの無線局の設置場所(無線標定移動局にあっては、その運用を行う地点)を起点とし、海洋レーダーの無線局の空中線の指向方向及び水平面の主輻射の角度の幅において、(3)の表に示す距離の範囲内に同一周波数帯を使用する他の海洋レーダー(申請中のものを含む。)が存在する場合は、当該他の海洋レーダーとの間において運用調整が完了しているものであること。

第2~第5 (略)

第2~第5 (略)

附則

この訓令は、平成 年 月 日から施行する。

現行

別紙2 (第5条関係)無線局の目的別審査基準

第1 航空海上関係

 $1 \sim 20$ (略)